

平成30年度事務事業評価シート

取組みコード

33235

区分	事務事業	担当課	福祉支援課	作成日	平成30年5月9日
事業名	在宅障害者福祉手当支給事業費	開始年度	昭和48年度	予算科目	3.1.2.2.1

1 事業の概要

総合計画での位置づけ	
部	第3部_健康でゆとりとふれあいのまちづくり
章	第3章_誰もが活躍できる地域づくり
節	第2節_障がい(児)者が安心して生活できる地域づくり
基本施策	3_自立と社会参加の促進
取組みの基本方向	(5)障がい者の経済的負担の軽減
根拠法令等	愛川町在宅障害者福祉手当条例
目的 (誰・何を対象に、何のために)	町が在宅の障害者に対し、経済的負担の軽減を目的として手当を支給することにより、生活の質が向上し、ひいては障害者の福祉増進に寄与するもの。
内容・方法 (何を行っているのか)	年1回 10月に支給 1人当たりの金額は次のとおり (ただし、特別障害者手当に準じた所得制限あり) ・1、2級の身体障害者手帳所持者、知能指数35以下(A2程度以下)の方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数50以下(B1程度以下)の方、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、年額35,000円 ・3、4級の身体障害者手帳所持者、知能指数50以下(B1程度以下)の方、5級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数70以下(B2程度以下)の方、2級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、年額20,000円 ・5、6級の身体障害者手帳所持者、知能指数70以下(B2程度以下)の方、3級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、年額7,000円

2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標		指標名	基準年度	平成34年度			
		『障がい(児)者福祉の充実』について「満足」と感じる住民の割合	26.6%	37.0%			
		障がい(児)者支援のためのボランティア活動団体登録者数(累計)	263人	300人			
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果		支給者数の増加					
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度(平成27年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給者数	増	各年度における支給者数の推移	計画値		1,607.0	1,600.0	1,620.0
			実績値(見込値)	1,611.0	1,618.0	1,634.0	-
			達成度※自動計算		100.7	102.1	
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動		広報や町ホームページ等での制度の周知					
(B)の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度
制度の周知回数	増	年間を通じ、広報や町ホームページ等で周知をした回数	計画値		2.0	2.0	2.0
			実績値(見込値)		2.0	2.0	2.0
			達成度※自動計算		100.0	100.0	100.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3 事業費の推移と財源内訳

(E) 平均人件費(円/年)

8,300,000

年度		基準年度(決算) (平成27年度)	平成28年度(決算)	平成29年度(決算見込)	平成30年度(予算)
(A)事業費(円)		38,327,067	38,425,000	38,664,164	38,428,000
(B)概算職員数(人)		0.100	0.100	0.100	0.100
(C)=(B)×(E) 人件費(円) ※自動計算		830,000	830,000	830,000	830,000
(D)=(A)+(C) 総事業費(円) ※自動計算		39,157,067	39,255,000	39,494,164	39,258,000
単位当たりコスト ※自動計算		24,306.1	24,261.4	24,170.2	#VALUE!
財源内訳(円)	特定財源				
	国庫支出金	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
一般財源 ※自動計算		39,157,067	39,255,000	39,494,164	39,258,000

4 事業の項目別評価(分析)

項目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である	○	B
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	○	
	国や県において実施している事業との重複がない		
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	○	
	受益に応じた負担は適正である	○	
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である		
	事業・サービスの対象者の日常生活に必要な事業である		
上記のいずれにも当てはまらない			
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成29年度の目標を達成している	○	A
	基準年度と比較して成果が向上している	○	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができています (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用増≦成果アップ	B
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	間接的	C
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高くない	
総合評価 ※自動判定		改善すべき点がある	

5 特記事項

神奈川県内の在宅障害者福祉手当制度は平成22年度に改正があり、重度重複障害者のみが対象者となるなど大幅な見直しが行われた(横浜市は同時期に制度を廃止)。一方、県央地区の市町村では対象者や支給単価などにばらつきが見られるものの、現在も制度が存続している。

6 自己評価(担当課)

評価結果	改善
理由	地域における障がい(児)者の生活や活動の場が拡充されつつある中で、一律的な手当制度である本事業の重要性が相対的に低下してきていると考えられるため。
今後の方向性	県内市町村の動向を確認しつつ、支給対象の絞込みや手当単価の減額等を含めた改善方策の検討を行う。

7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	改善
今後の方向性に係る意見等	在宅障害者を対象とした他の制度が拡充してきていること、国や県の手当との重複があること等に鑑み、県内市町村の制度等も踏まえながら、支給対象や手当単価の見直し等を行うべきである。

8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	改善
今後の方向性に係る意見等	現在、求められている障がい者支援施策を有効に進めていくため、手当を必要としている方に配慮しつつ、対象者の絞込みや支給額の減額などの改善を行うべきである。

9 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

段階的に支給額の減額を実施する。なお、意見のうち支給対象者の絞込みについては、他市町村の状況も踏まえ、軽度障がい者に対する当該手当の廃止も視野に入れ検討したが、軽度障がい者は、他の障害福祉サービスにおける受益を比較的受けづらく、引き続き、支援を要すると判断したため、支給対象者の見直しは行わないこととする。

10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	改善
理由・改善方針	現在求められている障がい者支援施策を有効に進めていくため、段階的に支給額の減額に努める。